



# 社会福祉法人川崎愛児園

## 平成 30 年度

### 事業計画

児 童 養 護 施 設	川 崎 愛 児 園
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設	野 川 つ く し ホ ー ム
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設	野 川 す み れ ホ ー ム
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設	生 田 あ や め ホ ー ム
川 崎 児 童 自 立 援 助 ホ ー ム	大 志
ま ぎ め 児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	
児 童 養 護 施 設	白 山 愛 児 園
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設	結
は く さ ん 児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	

---

---

# 目次

I	社会福祉法人川崎愛児園事業計画	1
1	社会福祉法人川崎愛児園 理念等	1
2	事業内容	1
3	事業基本方針	2
4	事業の具体的方針	3
5	ひとり親家庭等生活・学習支援事業「すえっ子広場」の推進	4
6	子育て短期利用事業の推進	4
7	施設における取り組みの推進	4
8	事業運営の透明性	4
II	事業所事業計画	5
1	児童養護施設 川崎愛児園	5
2	地域小規模児童養護施設 野川つくしホーム	11
3	地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム	12
4	地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム	13
5	川崎児童自立援助ホーム 大志	14
6	まぎぬ児童家庭支援センター	15
7	児童養護施設 白山愛児園	16
8	地域小規模児童養護施設 結	21
9	はくさん児童家庭支援センター	22

## 【法人ロゴマークの意味】



「K」「A」の組み合わせに、簡略化した「千鳥（縁起の良い和模様の一つ）」を入れたデザイン。語呂合わせで「千鳥＝千取り→千の福を取る」ということから、千鳥は「目標達成」や「たくさんの幸せがやってきますように」という意味を持ちます。

# I 社会福祉法人川崎愛児園事業計画

---

## 1 社会福祉法人川崎愛児園 理念等

---

### (法人の基本理念)

当法人は、命の尊さを大切にし、愛情をもって社会福祉事業を効果的かつ適正に行い、地域社会への貢献に努めます。また、地域社会の中で「将来を担うこどもたちへ」の質の高い養育及び子育て支援を目指します。

- 「命を大切にする心」
- 「地域の中での養育と子育て支援」
- 「健全な経営」

### (施設の基本方針)

児童一人ひとりが命を大切にする心を持ち、心身ともに健康で調和のとれた人間として成長し、健全な社会人として自立した社会生活が営めるよう支援します。また、施設機能の専門性を活かし地域社会に協力します。

1. 一人ひとりの心身の成長に努めます
2. 一人ひとりの尊厳を維持し人権を擁護します
3. 一人ひとりの幸福のために支援します
4. 自立した社会生活が営めるよう支援します
5. 施設の専門的役割を果たします

### (養護目標)

社会的養護を必要とする入所児童に対しての基本目標は次の通りです。

1. あいさつの正しくできる人に
2. 健康な心と体をもてる人に
3. 人に好かれ社会の役立つ人に
4. 感謝の気持ちをもてる人に
5. 人との調和がとれる人に
6. 思いやりのある人に
7. 基本的な生活や自立した生活ができる人に

## 2 事業内容

---

- (1) 児童養護施設 2 事業所
- (2) 地域小規模児童養護施設 4 事業所
- (3) 児童自立援助ホーム 1 事業所
- (4) 児童家庭支援センター 2 事業所

### 3 事業基本方針

平成 29 年度からの社会福祉法人制度改正では、公益性・非営利性を確保する観点から法人の在り方が見直されることになりましたが、当法人においては、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保、財務規律の強化を図り、地域の実情や社会福祉を取り巻く環境の変化に柔軟に対応して、法人が求められる役割・責務を果たし、地域社会に貢献する法人を目指します。

さて、平成 28 年の児童福祉法改正では子どもが権利の主体であることが明確になり、平成 29 年 8 月 2 日には、家庭養育優先の理念を具体化するために「新しい社会的養育ビジョン」が示されました。このことは、児童養護施設での養育や役割が改めて問われており、取り巻く環境の変化や社会状況の変化に対応しながらも各種課題に対して前向きに取り組むことがますます必要とされています。

次世代を担う子どものために、法人が運営する各事業所が目的に即した事業体として機能を強化し、ともに連携しながら養育の実践を行います。また、施設の役割として、養育支援の質を高めること、自立の支援を行うこと、家族調整を行うこと、発達の課題に対応する支援をすること、退所後の支援を行うこと、地域の養育支援を行うことを基本に事業を推進して行きます。

養育及び養育の支援者である人材の獲得については、保育士養成校、大学との連携を今まで以上に密にして関係強化を図り、採用を視野に入れた実習生の積極的な受け入れを行い、優秀な人材の獲得を目指します。また、川崎愛児園のホームページに求人募集ページを掲載して、1 年を通して採用活動を実施します。

人材の育成については、子どもとの日常生活や養育実践を通しての指導教育（OJT）と階層別に目標を設定したうえで内外の研修（OFF・JT）を充実させます。また、困難ケースに対しては関係機関や専門職種の方の協力を得ながら事例検討研修を実施していきます。このような研修を通して「求められる職員像」と必要な研修ニーズを明らかにするとともに効果に対する評価を行っていきます。

公益的な取り組みについては、これまで以上に地域に根差した活動を積極的に行い、地域の生活課題や困難を抱えている方に対しての「川崎 SOS 事業」への協力と支援を行い、各団体との連携やネットワークへの参加により地域貢献を目指します。

また、川崎市委託事業のひとり親家庭等生活・学習支援事業「すえっ子広場」を推進し、ひとり親家庭の子どもに対して食事・学習習慣も含めた生活習慣の習得を支援して、子どもと地域のボランティアとのつながりや地域で子どもを育てていく風土づくりを行います。

子育て短期利用事業については、子育て家庭のニーズを把握し、必要に応じたショートステイ、デイステイ、レスパイトケアを推進し、養育支援及び養育困難ケースの受け皿としてだけでなく、児童虐待防止の一助として貢献します。

法人の永続的な維持・発展のために、既に策定されている「川崎愛児園・白山愛児園 家庭的養護推進計画」を基礎として、「新しい社会的養育ビジョン」の今後の動向を注視しつつ、多様な人材の育成・活用を図りながら、より積極的に次の事項に取り組めます。

## 4 事業の具体的方針

### (1) 健全な法人組織運営

- ① 理事会及び評議員会の開催
  - ア 平成30年6月（決算、事業報告）
  - イ 平成30年12月（中間報告）
  - ウ 平成31年3月（予算・事業計画）
  - エ その他必要に応じて開催
- ② 監事監査の実施
  - ・ 平成30年5月
- ③ 法人組織体制の強化
  - ア 法人事務局業務の再整備
  - イ 白山愛児園と法人連携会議の実施
- ④ 運営規程・就業規則他、諸規程の改訂

### (2) 各事業所の安定的な運営と財務基盤の強化

- ① 各事業所の運営状況の把握と財務・会計管理
- ② 適正な職員配置（国基準職員・川崎市加配職員）
- ③ 人件費の収支状況分析
- ④ コスト意識の醸成

### (3) 人材の獲得・育成及び定着に向けた取り組み

- ① 養成校との連携・関係強化
- ② ホームページを活用した適正配置に向けた採用活動の実施
- ③ 実習生の積極的な受け入れ
- ④ 人材育成の充実
  - ア 職員階層別研修（新任・中堅）、OJT研修・交換研修の実施
  - イ キャリアパスシステムの構築
- ⑤ 職場の処遇改善及び職場環境の整備
  - ア ストレスチェックの実施による職員健康管理の推進
  - イ 安全衛生委員会による職場環境の整備

### (4) 地域における公益的な取組みの推進

- ① 川崎市社協 SOS 事業（生活困難者対応）への参加
- ② 地域協議会の設置
- ③ 地域交流室の有効活用
- ④ 実習先としての教育的場の提供
- ⑤ ボランティアの活動支援、育成

## 5 ひとり親家庭等生活・学習支援事業「すえっ子広場」の推進

---

- (1) 久末地区の市営住宅集会所を利用し、職員・ボランティアを配置して活動
- (2) 近隣の高齢者施設（社会福祉法人緑成会）との協同

## 6 子育て短期利用事業の推進

---

- ・ 福祉ニーズに応じてショートステイ、デイステイ、レスパイトケアを実施

## 7 施設における取り組みの推進

---

- (1) 施設多機能化の推進
- (2) 里親、ファミリーホームの支援
- (3) アフターケアの充実

## 8 事業運営の透明性

---

- (1) ホームページによる情報公開
  - ① 財務諸表
  - ② 現況報告
  - ③ 役員報酬基準
  - ④ 事業計画、報告
- (2) 広報誌の作成及び情報発信

## Ⅱ 事業所事業計画

### 1 児童養護施設 川崎愛児園

養育支援については更なる質の向上を目指し、個々の特性や課題に合った自立支援計画の策定と、それに基づいた支援の個別化を進めていきます。人材育成は重点項目として位置付け、既存の取り組みに加えチューター制度とOJTシートを導入します。また、中堅職員の育成に力を入れ、より特化した研修プログラムを実施していきます。権利擁護や虐待防止については施設内部での振り返りと定期的な研修を行い不適切な関わりの予防に努めていきます。

地域支援においては、地域の方々の意見を取り入れて施設運営に役立てるために地域協議会を立ち上げます。これまでの施設運営で培った経験や知識を地域に還元できるよう、ニーズ調査や協力体制の確立に努めていきます。また、昨年度から実施している川崎市ひとり親等家庭生活・学習支援事業「すえっ子広場」については地域支援の大きな柱として位置付け、より多くの方に利用して頂けるよう丁寧な利用者支援と広報活動に努めていきます。

#### (1) 養育・支援の実施

##### ① 養育目標

##### 幼児

ユニットの職員配置を活用し個別外出の機会を多く設けていきます。余暇活動においては外遊び、音楽に触れる機会、工作等、児童が楽しみながら成長できる機会を日々提供していきます。ユニット内の装飾やアルバム作成にも力を入れ、児童が温かみを感じられるような生活空間を作っていきます。園内の児童構成上、フロア内に小学生が4名在籍するため未就学児とは違った日課を提供していきます。

ア 児童一人ひとりの長所を伸ばす

イ 小学校、幼稚園との連携強化

ウ 健康管理の強化

##### 学童女子

児童の主体的活動が増えるよう余暇活動の充実を図り、より豊かな生活の構築を目指します。昨年度の課題であった児童同士の関係性については職員が迅速に介入し、一人ひとりの思いやる気持ちが育つよう支援していきます。また、フロアとしての行事に力を入れ、一体感の構築や児童が様々な経験を積める機会を作っていきます。不登校が課題となっている児童がおり、登校意欲が高まるよう心理面にも配慮した支援を実施していきます。

ア 個々の課題に合わせた生活目標の設定

イ 詩吟やスポーツクラブ等の習い事の奨励

ウ 学習支援の強化

## 学童男子

高校3年生の児童が2名いるためスムーズな進路決定が行えるよう支援していきます。衝動性に課題のある児童が多く児童精神科医や心理士と連携し丁寧な生活支援を実践していきます。スポーツ行事に意欲的な児童が多い為、生活の中で運動の機会を多く設けていきます。小学生の数名が自身の家族に対するイメージがなく教えてほしいという訴えがあるため生い立ちの整理を実施していきます。

- ア 毎月1回のユニット会議実施
- イ スポーツクラブ等の習い事の奨励
- ウ 年齢、発達に合わせた性教育に実施

### ② こどもの満足度向上のための取り組み

- ア こども集会を毎月1回以上実施しこどもの意見表明の場を保障します。
- イ 安心安全チェックリストを毎月実施し、こどもの満足度を把握していきます。
- ウ 習い事を推奨し、こどもが地域の中で成長できる機会を増やしていきます。

### ③ 学習支援の強化

- ア こども一人ひとりの学習支援計画を作成・実施します。
- イ 日課の中の学習支援に加え週2回の勉強会を実施し、学力や意欲の向上を目指します。
- ウ 個々の課題に合った学習教材を購入し活用していきます。
- エ 塾や学習ボランティアを活用していきます。

### ④ アフターケアの充実

- ア 卒園生の生活状況を把握し、生活、経済、学業、相談等必要な支援を実施します。
- イ あすなるサポートステーションと連携し、アフターケアに関する勉強会を実施します。
- ウ アフターケアの仕組みについて見直し、検討していきます。

## (2) 年間行事予定

月日	形態	行事名	内容
4/1	園	お花見会	新児童職員紹介
5/5	園	市長来園	こどもの日のお祝い
5/	招待	メソニック子ども祭り	出店
5/	招待	ヨット招待	ヨット乗船体験
6/10	文体	卓球大会	施設交流卓球大会
7/23~25	園	八ヶ岳キャンプ	小学生夏期転住
8/6~8	文体	野球、ソフト大会	施設対抗試合
8/	園	中高生キャンプ	中高生夏季転住
9/	発表	高津区文化祭	習事、詩吟発表、高津市民館
9/	園	班別遠足	全職員、児童による班別遠足
10/	参加	赤い羽根募金活動	宮崎台駅での募金活動
10/	園	愛児園祭り	地域交流 模擬店
11/17	文体	駅伝大会	施設交流駅伝大会、男女2チーム参加



12/	園	クリスマス会	招待者と楽しく過ごす
1/1	招待	春秋苑	食事
1/3	園	愛児園児童新年会	新年のお祝いと抱負
1/12	文体	送別マラソン大会	施設交流マラソン
2/2~3	文体	あすなろ交歓会	発表・作品展
2/	招待	ディズニー招待	寄付を頂いての招待
3/3	園	ひな祭り	おやつ作り、お祝い
3/	文体	スキー教室	中卒、高卒児童対象のスキー招待
3/	園	卒園、卒業旅行	卒園、卒業を祝い旅行
3/	園	卒業と進級を祝会	卒園生とのお別れ会及び進級祝い

### (3) 児童の権利擁護・虐待防止

- ① 権利擁護虐待防止委員会が中心になり、権利擁護に関する職員研修やCAPの研修会を企画・実施します。
- ② 権利擁護チェックリストで職員個々の振り返りを年2回実施し、結果を集計して学習会を開催します。
- ③ こどもに対しては、安心安全チェックリストの確認を月1回実施し、こども集会や園内新聞での周知・教育を行います。
- ④ こども達に向けた意見箱（イエローカード）を活用していきます。

### (4) インシデント対策

- ① ひやりハット 事故
  - ア ひやりハット報告、事故報告を各会議で共有し、対策について検証していきます。
  - イ 「事故発生・対応マニュアル」の活用と見直しを実施します。
- ② 苦情
 

迅速かつ組織的な対応を目指し、「苦情解決システム規程」や「苦情解決・改善フローチャート」を活用していきます。
- ③ 災害時（火災・地震等）
  - ア 年間消防計画に基づき毎月1回の消防訓練を実施します。
  - イ 災害用備品や食料品の在庫確認を年2回行い、必要に応じて購入していきます。
  - ウ 防災マニュアルの活用と見直しを実施します。
- ④ 防犯
  - ア 防犯マニュアルの活用と見直しを実施します。
  - イ 管理棟に夜間宿直職員を配置し防犯体制を強化します。

## (5) 人材育成

### ① 階層別の計画的研修

- ア 園内の階層別研修を年6回計画し実施します。
- イ 個人計画シートの作成、実施、評価を計画的に行います。
- ウ 中堅職員の育成を重点課題として位置付けより特化した研修計画を実施します。

### ② 効果的なOJTの仕組みと取り組み

- ア 日々のOJTを記録に残すOJTシートを活用していきます。
- イ 新任職員の育成についてはチューター制度を実施していきます。
- ウ 幹部職員による各ユニットの巡回指導を実施していきます。

### ③ 川崎スタンダード検討委員会への参加による職員育成と機能強化

### ④ メンタルヘルス対策

- ア 年1回のストレスチェックを行い、必要に応じて施設長・心理士との面談を実施します。
- イ ストレスマネジメントに関する園内研修を実施し、正しい知識や対処スキルを周知します。
- ウ 川崎市社会福祉協議会が運営する「こころの健康相談室ふぉーえむ」が活用できることを周知します。

## (6) 実習（里親・保育士等養成校の実習受け入れ）

### ① 児童相談所里親担当、里親支援機関、児童家庭支援センター等との連携及び協力

### ② 里親実習の受入

※里親実習に関しては随時受け入れ調整を行います。

### ③ 実習生の受入

学校名	人数	期 間	日数
横浜女子短期大学	2	4/11～4/23	12
淑徳大学短期大学部	2	4/30～5/12	12
横浜リゾート&スポーツ専門学校	1	5/14～5/25	10
桜美林大学	1	5/14～5/26	12
横浜保育福祉専門学校	2	7/2～7/13	11
東京保育専門学校	2	7/16～7/27	11
鶴見大学短期大学部	2	7/30～8/10	11
東京都市大学	2	8/13～8/25	12
東洋大学	2	8/27～9/8	12
田園調布学園大学	2	9/13～9/25	12
実践女子大学	2	10/22～11/2	11
横浜こども専門学校	2	11/12～11/22	10
洗足こども短期大学	2	12/3～12/14	11
和泉短期大学	2	1/15～1/27	12
駒沢女子短期大学	2	2/8～2/19	11
湘北短期大学	2	2/25～3/7	10

東洋大学	2	3/11~3/23	12
16校	32名		延べ362日

#### ④社会福祉実習の受入

学校名	人数	期 間	日数
明治学院大学	1	5/28~6/28	23
日本大学	1	5/28~6/14	16
日本大学	1	6/15~7/2	16
関東学院大学	1	8/27~9/26	23
日本女子大学	1	9/27~10/27	23
4校	5名		延べ101日

### (7) 地域連携・支援

#### ① 地域交流スペースの有効活用

ア 社会福祉法人の地域貢献として、当該施設を有効に利用して頂き地域福祉の発展・向上に貢献します。

イ 当該施設の利用を希望する対象は、子育てやこどもの健全育成に関係するグループ・団体として、その利用調整を図ります。

#### ② 地域協議会の開催（年3回）

将来を担う子どもたちを地域社会と共に育てていく為に、地域の意見を有効に活用します。

#### ③ その他

地域の行事（お祭りや避難訓練、清掃活動）に積極的に参加、協力することで地域社会に貢献していきます。

### (8) モニタリング機能

#### ① 各計画と達成度の指標・評価

ア 目標を出来るだけ数値化します。

イ 数値化できない目標は達成したときの状態を目標として設定します。

ウ 測りやすい目標を設定するのが難しい場合、具体的施策を列挙し評価します。

### (9) 川崎市子育て短期利用事業

#### ① ショートステイ・デイスティ・レスパイトケアの実施

川崎市子育て短期利用実施要綱に基づき、まぎぬ児童家庭支援センターの相談支援事業と連携して、子育て支援、家庭支援、虐待予防の一助を担います。

#### (10) 川崎市ひとり親等家庭生活・学習支援事業「すえっ子広場」

平成 29 年 10 月から本事業を実施し、現在は 3 名の児童が利用しています。利用家庭はひとり親に限らず、利用申込みのあった家庭の個々の事情を考慮し、市の担当部署と協議しながら柔軟に対応しています。現状では利用児童数は少ないものの、利用児童や保護者からは好意的な評価を得ています。

利用児童への支援では、子ども一人ひとりの個性や強みを把握し良い部分がさらに伸びるような関わりを心掛けます。保護者と利用時や定期面談の機会に子どもの頑張りや良い部分を共有することで、保護者から子どもに肯定的な評価が増え、子どもの自己肯定感が高まることを期待します。

本事業の運営にはボランティアの協力が不可欠です。特に、利用児童や家庭と地域とのつながりをつくるという目的から、当該地域に居住する方にボランティアに参加してもらえよう、地域のネットワークを通じて募集します。

地域には本事業への潜在的なニーズがあると思われ、本年度は学校や行政とより連携し、利用が見込まれる家庭への効果的な周知活動を行います。本年度は、地域の中での子どもたちの居場所としてさらに認知されるよう取り組みます。

##### (事業の内容)

- ① 基本的な生活習慣の習得に向けた支援
- ② 家庭学習習慣の定着に向けた支援
- ③ 遊びやものづくりなどを通じた交流事業
- ④ 食事に関する体験
- ⑤ 保護者の孤立防止に向けた支援

## 2 地域小規模児童養護施設 野川つくしホーム

子どもたちが将来社会との調和がとれ、一員となり、また、幸福な生活や温かな家庭を築くことが出来るよう、常日頃から一人ひとりを大切にし、健全な心身の発達ができる生活を保障します。また、地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域行事への参加、協力、ホームに対する広報の働きを行います。

児童一人ひとりがホームへの愛着や第二の故郷（実家）であると感じてもらえるような、大人との信頼関係作りと居場所作り、主役となれる機会を作っていくことを目指します。また、社会に適応していくために必要となる挨拶や礼儀、感謝や思いやりの気持ち、大事なことはきちんと相談し、向き合って話しが出来るコミュニケーション能力を、日常から職員が手本となり育てていきます。さらに、普段の悩みから進路、自分の親、アフターケアに対して、丁寧かつ迅速な相談対応が出来るよう努めます。

### 養育目標

- ア 児童にとって、居心地の良い、落ち着いた環境（住環境整備）と、職員側が忘れずに応える、頼りになると感じられる（児童から頼まれたことはきちんと応える、また、先回りした配慮や困った時に一緒に行動出来る姿）コミュニケーション作りに努めます。日常的な会話から手伝い、余暇活動、行事等を通じて、児童への個別的な対応に応えていき、児童一人ひとりにとって、存在意義や役に立てたと感じられる機会を作ります。
- イ 「おはよう」、「いってらっしゃい」、「おかえり」、「おやすみ」、「ありがとう」、等の気持ちがこもった言葉を児童側に毎日伝えます。児童側からの直前の相談も含めて、物事を上手く進めていくためや相手に分かってもらうためにどのような相談が必要になるのかを教えていきます。向き合って話をしていくことで、きちんとした振り返りと物事の善悪、次に活かすための知識を伝えていきます。
- ウ 中3、高3児童の進路について、児童の能力や適性に合った進路先を開拓します。自分の親については職員間で共有し、児童相談所担当者や本園の家庭支援専門相談員と連携のもと、最善の対応について検討し、実施します。

### 3 地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム

すみれホームは暖かい家庭作りを目指していき、児童一人ひとりが自分の家だと思えて安心して帰って来られるような環境作りを職員が意識していきます。また、地域の方々との連携を図り、職員だけでなくホーム全体で気持ちの良い挨拶や日ごろから清掃を心掛けて行きます。職員同士や学校や児童相談所といった外部の施設との連携をしっかりと図り、児童の支援に向き合っていきます。

高校に入学する児童1名、新入所の児童が1名おり新しい環境での生活になる為、児童の心身の安定を図った支援を心掛けていきます。また学習面では学力向上を目指し、個々の能力に合った学習支援を実施していきます。地域の方々との連携を図る為、職員、児童含めて挨拶や地域清掃に力を入れて取り組んでいきます。

#### 養育目標

- ア 学校との連携
- イ 職員、児童の話し合いが出来るホーム会議の実施
- ウ 児童に合った性教育の実施

## 4 地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム

平成22年6月に開所し、あやめホームは8年目を迎えました。こどもと一緒に職員も成長出来るようなホームを目指し取り組んできました。町内会の一員として地域の役割をこなし、近隣との日々のコミュニケーションを通し良好な関係を築いてきました。他人同士小集団の共同生活の為、相手の事を考える思いやりの心を育み、快適で心地良い空間設定を心掛け、児童養護施設の専門性やチーム力、他機関との連携を通してこども達が抱える課題に対し支援を行い、多彩な経験の場を提供し、将来的に子ども達の選択の幅が広がるよう、様々な人的・物的環境を提供していきます。

日々の生活を通してこどもと職員との信頼関係を構築していきます。職員一人ひとりの専門性を高め、チームとして質の高い養育を目指します。相手の事を考える思いやりの心を育み、自分本位な言動にならないよう、居心地の良い環境作りを行います。今年度は高校受験児童がいる為、受験勉強に専念出来るよう環境を整え、進路に関しても丁寧に支援していきます。

### 養育目標

- ア 楽しく豊かな食生活を目指した食育の実施
- イ 個々の学力に応じた学習支援
- ウ 個々に合わせた性教育の実施

## 5 川崎児童自立援助ホーム 大志

かつては就労支援が中心でしたが時代の流れと共に進学支援が中心となるケースが増えてきています。実際に現在在籍する児童の内3名が学校に通いながら自立を目指しています。学校との連携については当ホームの課題でもあり今年度の改善事項として捉えています。近年安定していない入所児童数につきましても改善を目指し広報活動にも力を入れていきます。以前に退所した児童からの相談が増えてきており可能な範囲でアフターケアにも力を入れていきたいと考えています。今年度は職員体制の変更があるため早い段階で児童との関係性が高められるようホーム全体で取り組んでいきます。

### 養育目標

- ア 新たな社会資源の開拓
- イ 職員の支援技術の向上
- ウ 丁寧な相談援助と生活支援



## 6 まぎぬ児童家庭支援センター

まぎぬ児童家庭支援センターは、困難な状況にある地域の子育て家庭を、区役所や児童相談所といった行政機関を中心に、地域の様々な関係機関と連携し支援しています。

当センターは開所から 3 年目を迎えました。これまでの支援を通じて地域の子育て家庭が抱える困難や課題を少しずつ把握しています。主な相談の内容は「子どもとの関わりに困っている」「ひとり親でサポートが必要」「親族サポートが少なく手助けが必要」「心の病を患う家族への関わり」といったものですが、さらにそれぞれの家庭ごとに「困っている」状況が異なります。私たちは、それらの家族のニーズと家族の置かれている環境を捉え、きめ細かい支援を行うことを目指しています。

### (1) 運営事業

#### ① 相談事業

こども、家庭、地域、他機関からの相談に、相談員・心理士・保育士が専門性を生かし相談支援を行います。

#### ② 関係機関との連携・連絡調整

行政や地域の支援機関で形成されるネットワークと連携し、支援が必要な子どもや家庭に対し役割に応じた支援を行います。

#### ③ 子育て短期利用事業に関する相談・調整

「川崎市子育て短期利用事業」に関して、保護者からの相談に応じ利用調整及び必要な支援を行います。

#### ④ 「地域における公益的取組」事業との連携

学習支援や工作教室などの「地域における公益的取組」の活動と連携し、地域の子育て家庭の状況を把握します。そのなかで、困難な状況にある子どもや家庭に関わり支援します。

#### ⑤ 地域ニーズの把握と社会資源の開発・運営

地域の民生委員、主任児童委員、行政、教育機関、福祉施設等の関係機関と情報を交換し、地域ニーズに応じて社会資源を開発し運営します。

### (2) こども虐待防止啓発活動

#### ① オレンジリボンたすきリレーへの協力

#### ② 市内児家セン連絡会、区、社会福祉協議会によるイベントでの虐待防止啓発活動

#### ③ こども虐待防止啓発活動

オレンジリボンたすきリレーの「啓発担当」として、運営に協力します。

## 7 児童養護施設 白山愛児園

法人の理念を念頭に目標を立て養育支援にあたります。学習支援について今年度より学習支援員を配置し、個々の学習課題を明確に効果的な学習支援を行います。白山愛児園は5年目となり卒園生も10名を超えました。卒園生の生活状況を把握し適宜支援を行っていきます。また、アフターケアについても、現状を見直し仕組みづくりを行います。

人材育成は最重点項目として位置づけ、今年度からは各階層別の内部研修を企画し取り組んでいきます。中堅職員、専門支援職員の養成は急務となっています。内部外部研修のほか、社会福祉士等の国家資格取得を推奨していきます。

これまでも地域の行事等に積極的に参加してきました。顔と顔でつながる関係が築かれているように感じます。開所以来開催している白山愛児園運営協議会を継続し地域の意見をより有効に活用していきけるよう連携します。地域行事へ積極的に参加し高齢化しつつある地域の活性化に努めます。また、白山愛児園の地域交流スペースの利用促進に努めます。

### (1) 養育・支援の実施

#### ① 養育目標

202

ア 思いやりの心を持ち、仲良く、たくましく、元気に過ごす。

203

ア 心身共に元気に、好きな事に積極的に取り組む。

イ 相手の気持ちを大切にし素直に自分の気持ちを伝え合うことが出来る関係作りをする。

301

ア みんなが気持ちよく生活できるよう、挨拶や感謝の気持ちを大切にする。

イ 相手を思いやり、自分で考え行動する。

ウ 自分のことも相手のことも気遣い大切にしながら、互いの気持ちを素直に伝えあう。

302

ア 自分を大切にすると共に、相手を思いやり、互いを尊重し合い気持ち良く生活する。

イ 素直に自分の気持ちを表現し、心身ともに健やかに生活する。

303

ア 輝く笑顔があふれる楽しい毎日を過ごす。

イ 人との温かみのある触れ合いや会話の中で育っていく。

#### ② こどもの満足度向上のための取り組み

権利擁護委員会主催のこども集会を実施しこどもの意見を表明する場を提供すると共に、こどもが主体となった園生活づくりを推進します。

#### ③ 学習支援の強化

ア こども一人ひとりに効果的な学習支援計画を学習支援員が作成します。

イ 学習支援計画に基づきユニット職員と学習支援員が共同して学習支援に取り組みます。

ウ 塾や学習ボランティアが効果的な場合活用します。

エ 学習支援計画の評価を行います。

#### ④ アフターケアの充実

- ア 卒園生に対して生活の状況を把握し、生活、経済、学業、相談等必要な支援を実施します。
- イ アフターケアの仕組みについて見直し、検討します。
- ウ 卒園した後に相談できる関係づくりを在園時から意識的に取り組みます。

## (2) 年間行事予定

月日	形態	行事名	内容
4/1	園	お花見	園庭でのバーベキュー 新児童職員紹介
5/5	園	市長来園	お祝い品授受
5/	招待	ヨット招待	ヨット乗船体験
6/10	文体	卓球大会	神奈川県施設対抗試合
7, 8/	園	キャンプ	全職員。全児童によるキャンプ
8/6~8	文体	野球ソフトボール大会	神奈川県施設対抗試合
8/26	文体	水泳大会	神奈川県施設対抗試合
8/	地域	白山納涼祭	地域の納涼祭に出店 協賛として参加
10/27	園	白山愛児園まつり	模擬店 地域交流
11/11		オレンジリボンたすきリレー	児童虐待防止啓発活動
11/	文体	駅伝大会	神奈川県施設対抗駅伝
12/	地域	白山地域駅伝大会	地域の駅伝大会に参加
12/	園	クリスマス会	ユニット毎の出し物、会食
1/	神児研	送別マラソン大会	神奈川県
2/2~3	文体	あすなろ交換会	作品展
2/3	園	節分	職員が鬼になり豆をまく
3/	文体	スキー教室	神奈川県施設のスキー
3/	地域	ソフトボール大会	地域のソフトボール大会に参加
3/	園	卒園・卒業旅行	卒園、卒業を祝い旅行
3/	園	卒業と進級を祝う会	卒園生とのお別れ会及び進級祝い

## (3) 児童の権利擁護・虐待防止

- ① 全国児童養護施設協議会倫理綱領を確認した上で「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」を職員版年4回、施設版年1回実施することで日頃の養育を振り返り、権利侵害を防止します。
- ② 各階層別の人権研修に積極的に参加し権利擁護・虐待防止の向上に努めます。
- ③ こどもの権利擁護について各種会議の場において周知します。
- ④ 児童に向けた安心安全チェックリストを毎月実施するとともに児童に対しての意見を引き出せるよう面接技術の向上を図ります。
- ⑤ こどもから意見や苦情が発信しやすくなるよう、こども達に向けた意見箱（グリーンカード）の周知と利用促進、権利擁護の啓発を行います。
- ⑥ 権利擁護虐待防止委員会と連携します。

#### (4) インシデント対策

##### ① ひやりハット 事故

ア ひやりハット報告、事故報告を連絡会議や各会議で共有します。

イ ユニットで再発防止策を検討し実施します。

ウ 事故防止安全委員会がひやりハット報告事故報告の検証と分析を行い会議で報告します。

エ 事故防止安全委員会が改善策を実施されているか確認するチェック機能として活動します。

##### ② 災害（火災・地震等）

ア 年間消防計画に基づき毎月消防訓練を実施します。

##### ③ 防犯

ア 防犯マニュアルの作成に取り組みます。

イ 防犯備品の購入を検討します。

#### (5) 人材育成

##### ① 階層別の計画的研修

ア 全国児童養護施設協議会「児童養護施設の研修体系～人材育成のための指針～」に基づき個人計画シートを作成します。

イ 個人計画シートを基に上司面談、施設長面談を実施します。

ウ 個人計画シートを基に研修担当が外部研修を利用し人材育成を行います。

エ 新任職員、中堅職員、指導者、各階層別の園内研修を企画し実施します。

オ 年度末に個人計画シートの自己評価し上司面談、施設長面談を行います。

##### ② 効果的なOJTの仕組みと取り組み

ア 個人計画シートをユニットリーダー、主任が把握し日々のOJTに有効活用します。

イ ユニットリーダー、主任から積極的に各職員へアプローチする体系を検討・実施します。

ウ 毎月の支援会議を基に日案を作成し、それを基に日々の振り返りを実施し具体的な実践の中でのOJTを実施していきます

##### ③ 川崎スタンダード検討委員会への参加による職員育成と機能強化

##### ④ メンタルヘルス対策

ア 心理士がストレスチェックシートを活用しストレスチェックを実施します。

イ 必要により心理士が面談を行います。

ウ 職員のメンタルヘルスを理解し職場環境の改善を行います。

エ 川崎市社会福祉協議会が運営する「こころの健康相談室ふお一えむ」が活用できることを周知します。

#### (6) 実習（里親・保育士等養成校の実習受け入れ）

① 児童相談所里親担当、里親支援機関、児童家庭支援センター等との連携及び協力

② 里親実習の受入

※里親実習に関しては随時受け入れ調整を行う

### ③ 保育実習生の受入

学校名	人数	実習期間	実習日数
青山学院女子短期大学	2	5/10~22	12
町田福祉専門学校	1	6/4~14	10
大原学園	1	6/4~14	10
ヒューマンアカデミー	2	6/18~30	12
洗足こども短期大学	1	7/2~13	11
横浜保育福祉専門学校	1	7/2~13	11
十文字学園大学	1	8/16~28	12
鶴川女子短期大学	1	8/3~14	11
鎌倉女子大学	1	8/3~14	11
桜美林大学	1	8/16~28	12
昭和女子大学	1	8/30~9/11	12
東洋大学	1	8/30~9/11	12
國學院大学	1	9/13~24	11
日本体育大学	1	9/13~24	11
駒沢女子短期大学	2	9/28~10/9	11
東京福祉大学	1	10/11~23	12
帝京短期大学	1	10/11~23	12
洗足こども短期大学	1	11/5~16	11
國學院大學	1	11/5~16	11
和泉短期大学	2	1/17~29	12
東洋大学	1	2/1~13	12
相模女子大学	1	2/1~13	11
田園調布学園大学	1	2/14~26	12
駒沢女子短期大学	1	2/14~25	11
横浜高等専門学校	1	3/1~11	10
湘北短期大学	1	3/1~11	10
東京女子体育短期大学	2	3/14~26	12
23校	32名		延べ364日間

### (7) 地域連携・支援

#### ① 白山愛児園運営協議会の開催（年4回）

ア 総合児童福祉施設・白山愛児園の運営にあたり、将来を担う子どもたちを地域社会と共に育てていく為に、地域の意見を有効に活用します。

イ 概ね年4回の開催を行ないます。（5月、9月、11月、2月）

#### ② 地域交流スペースの有効活用

- ア 社会福祉法人の地域貢献として、当該施設を有効に利用して頂き地域福祉の発展・向上に貢献します。
- イ 当該施設の利用を希望する対象は、子育てやこどもの健全育成に係るグループ・団体として、その利用調整を図ります。
- ウ 当該施設の開所以前より多年に渡り地域で児童図書活動に専心されてこられた、ボランティア団体虹の会が運営する「ほんの森」の図書貸出事業および読み聞かせ、イベント、講座等の事業に対して協力・協働を行ないます。

## (8) モニタリング機能

### ① 各計画と達成度の指標・評価

- ア 目標を出来るだけ数値化します。
- イ 数値化できない目標は達成したときの状態を目標として設定します。
- ウ 測りやすい目標を設定するのが難しい場合、具体的施策を列挙し評価します。

## (9) 川崎市子育て短期利用事業

### ① ショートステイ・デイスティ・レスパイトケアの実施

川崎市子育て短期利用実施要綱に基づき、はくさん児童家庭支援センターの相談支援事業と連携して、子育て支援、家庭支援、虐待予防の一助を担います。

## 8 地域小規模児童養護施設 結

ホームが出来きて1年が経とうとしています。こどもたちも新しい環境に慣れ、自分らしさが出て生き生きと生活しています。友達をホームに招いたり、こども一人ひとりが「自分の家」と感じて生活が出来ているように思えます。「自分の家」帰ってくる場所と思えるような温かい環境づくりをします。

また、日々の生活の中、地域の人との関りの中で、自立していく上で必要な社会性が少しでも身についていくように挨拶や礼儀、相手を思いやる気持ちなど職員が姿を見せていきます。高校3年生になる児童がいるため自立に向け一緒に取り組むこと、高校進学児童のフォローをしていきます。

地域活動の消防訓練や清掃活動、行事等にこども達と共に積極的に参加していきます。

### 養育目標

- ア 小さなことでもありがとうと感謝の気持ちを持つこと
- イ 周りに優しく思いやりの気持ちを持つこと
- ウ 元気に楽しく過ごし健康な体と心を持つこと

## 9 はくさん児童家庭支援センター

はくさん児童家庭支援センターは開所して5年目を迎えます。相談事業を実施する中で地域における子育て家庭のニーズを把握してきました。今年度も、法人の基本理念にある「地域の中での養育と子育て支援」に取り組んでいきます。

子育て短期利用事業の窓口として、ショートステイ、デイステイの受け入れ調整を児童養護施設と連携して行い、地域の子育て支援の役割を果たしていくと同時に児童虐待防止の役割を担い、地域の中での子育て支援に貢献していきます。

乳幼児の子育て相談のほか、小学生のグループ活動を実施し、学齡児支援も強化していきます。また、施設を退所し地域の家庭へ戻ったケースのアフターケアにも取り組んでいきます。

### (1) 運営事業

#### ① 地域の子育て支援事業

- ア 家庭・地域・他機関からの相談事業（電話、来所、訪問）
- イ 子育て短期利用事業の利用調整および相談援助
- ウ 乳幼児の子育て相談支援・フリースペースの提供
  - ・子育てスペース・ママン（毎月第1水曜日・10時～12時）の開催
  - ・ミニ・ママン（毎週木曜日・9時半～12時）の開催
- エ 相談対応ケースの内、保護者に時間的、精神的、経済的な余裕がないケース、または子どもに発達の偏り等があり、一般的に子どもが経験できる活動や余暇体験が得にくい環境にある子どもに対する個別・グループ活動
  - ・「はお」（毎週水曜日・午後2時半～4時半）
  - ・季刊イベント（5月：5/19、夏：8/4、愛児園祭り：10/未定、冬：12/15、春：H31.3/2）
- オ 発達に課題のあるお子さんを支える保護者のための講座開催。地域で活動されている支援者や保護者を講師として招き、子育て支援の一助となす。
  - ・親オヤ講座の開催（年間10回程度）
- カ 地域の子育て力を高める講演会開催（年1回）

#### ② 他機関との連携・連絡調整

- ア こどもや家庭に対して迅速かつ的確に支援を行なうために関係機関との連携を緊密に図る。
- イ 近隣の子育て支援のサークル、機関への見学・訪問・協力

#### ③ 広報・啓発活動

- ア パンフレットの改定・印刷
- イ 子育てフェスタ、福祉まつり等への参加
- ウ 関係機関への訪問・広報

#### ④ 関係機関等主催の研修会への参加

### (2) こども虐待防止啓発活動

- ① オレンジリボンたすきリレーへの協力
- ② 市内児家セン連絡会、区、社会福祉協議会によるイベントでの虐待防止啓発活動



### 原則

児童養護施設に携わるすべての役員・職員（以下、『私たち』という。）は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。

すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

### 使命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権を守り育む責務があります。私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

### 倫理綱領

#### 1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。

#### 2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします

自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

#### 3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます

子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。

#### 4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にされた支援をおこないます

関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。

#### 5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します

子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。

#### 6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます

いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。

#### 7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります

自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。

#### 8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます

児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。

#### 9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます

施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。

#### 10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます

子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

## 在籍児童

別紙 2

児童養護施設 川崎愛児園

平成 30 年 4 月 1 日 予定(定員 42 名 在籍 40 名)

	未 満	年 少	年 中	年 長	小 1	2	3	4	5	6	中 1	2	3	高 1	2	3	合 計
男	0	2	3	0	2	2	1	2	1	1	2	2	0	2	1	2	23
女	0	1	0	1	2	0	0	1	0	3	0	2	2	3	2	0	17
計	0	3	3	1	4	2	1	3	1	4	2	4	2	5	3	2	40

地域小規模児童養護施設 野川つくしホーム

平成 30 年 4 月 1 日 予定(定員 6 名 在籍 5 名)

学 年	小 3	中 2	中 3	高 2	高 3	そ の 他	計
男	0	1	1	0	1	0	3
女	1	0	0	1	0	1	3
計	1	1	1	1	1	1	6

地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム

平成 30 年 4 月 1 日 予定(定員 6 名 在籍 5 名)

学 年	小 3	小 6	中 2	高 1	高 2	計
男	1	0	1	0	1	3
女	0	1	0	1	0	2
計	1	1	1	1	1	5

地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム

平成 30 年 4 月 1 日 予定(定員 6 名 在籍 6 名)

学 年	小 2	小 6	中 2	中 1	高 2	計
男	0	0	0	0	0	0
女	1	1	1	1	2	6
計	1	1	1	1	2	6

川崎児童自立援助ホーム 大志

平成 30 年 4 月 1 日予定(定員 6 名 在籍 5 名)

学年	1 5 歳	1 6 歳	1 7 歳	1 8 歳	1 9 歳	2 0 歳	計
男	0	0	1	0	0	0	1
女	0	0	1	0	2	1	4
計	0	0	2	0	2	1	5

児童養護施設 白山愛児園

平成 30 年 4 月 1 日予定(定員 30 名 在籍 29 名)

	3 才 未 満	年 少	年 中	年 長	小 1	2	3	4	5	6	中 1	2	3	高 1	2	3	合 計
男	1	0	2	0	1	0	1	1	0	1	2	0	0	0	1	1	11
女	0	1	0	3	2	1	3	2	1	1	1	0	1	0	0	2	18
計	1	1	2	3	3	1	4	3	1	2	3	0	1	0	1	3	29

地域小規模児童養護施設 結

平成 30 年 4 月 1 日予定(定員 6 在籍 5 名)

学年	小 2	小 6	中 2	高 1	高 3	計
男	1	1	0	0	0	2
女	0	0	1	1	1	3
計	1	1	1	1	1	5

## 職員配置

## 別紙 3

児童養護施設 川崎愛児園

平成 30 年 4 月 1 日 予定

職種	施設長	事務員	個別対応職員	家庭支援専門相談員	栄養士	調理員等	嘱託医	心理療法担当職員	里親支援専門相談員	保育士・指導員	地域コーディネーター	合計
国	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17		29
市										11	1	12
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28	1	41

地域小規模児童養護施設 野川つくしホーム

平成 30 年 4 月 1 日 予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	2.5	1.5	4

地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム

平成 30 年 4 月 1 日 予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	2.5	1.5	4

地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム

平成 30 年 4 月 1 日 予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	2.5	1.5	4

川崎児童自立援助ホーム 大志

平成 30 年 4 月 1 日 予定

職種	国	市	計
指導員	2	1.5	3.5

まぎぬ児童家庭支援センター

平成 30 年 4 月 1 日 予定

	相談員	心理士	合計
国	2	1	3

児童養護施設 白山愛児園

平成 30 年 4 月 1 日 予定

職種	施設長	事務員	個別対応職員	家庭支援専門相談員	調理員等	嘱託医	心理療法担当職員	里親支援専門相談員	保育士・指導員	地域コーディネーター	学習支援員	労働時間短縮職員	合計
国	1	1	1	2	4	1	1	1	13				25
市									9	1	1	1	12
計	1	1	1	2	4	1	1	1	22	1	1	1	37

地域小規模児童養護施設 結

平成 30 年 4 月 1 日 予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	2.5	1.5	4

はくさん児童家庭支援センター

平成 30 年 4 月 1 日 予定

	相談員	心理士	合計
国	2	1	3